２）橋梁上部型式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続箱桁橋の新設工事であること。
３）最大支間長が、80m以上であること。
４）架設工法が、片持ち張出し工法であること（ただし、側径間端部の施工にあたってはこの限りでない）。
５）当該施工実績が適切なものであること。
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
ただし、上記１）から５）は同一の橋梁で施工した経験であること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体の全ての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書㈱」の様式は上記５⑴から入手するものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い
上記６⑴①の認定（同６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同４及び同５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同６⑴①の認定を受けていない構成員が同６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において同６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同６⑴①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知
「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他
⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「津軽ダム県道付替川原平橋上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

池子米軍㉓小学校（218）新設機械工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 23 年 10 月 26 日
支出負担行為担当官
南関東防衛局長　山本　達夫

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14

１　工事名　池子米軍㉓小学校（218）新設機械工事（電子入札対象案件）
２　工事場所　神奈川県逗子市
３　工事概要
次の建物新設に伴う機械設備及び昇降設備
・小学校（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造３階建て／延べ面積約9,600㎡）
・屋外休息所（鉄筋コンクリート造１階建て／延べ面積約70㎡）
・倉庫（鉄筋コンクリート造１階建て／延べ面積約10㎡）
４　工期　平成26年３月31日まで
５　競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付
⑴　交付期間　平成23年10月26日から平成24年２月13日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時まで。
なお、紙による交付は午前９時から午後５時まで。（正午から午後１時までの間を除く。）
⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記のとおり。
〒231－0003　神奈川県横浜市中区北仲通５－57横浜第２合同庁舎13Ｆ　南関東防衛局総務部契約課　ＴＥＬ045－211－7143
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
６　申請書の提出
⑴　提出期間　平成23年10月26日から同年11月15日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　平成23・24年度資格審査申請の際に提出した総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）の写し
イ　共同企業体等調書
ウ　共同企業体協定書の写し
エ　工事経歴書（下記７⑵アの要件を満足する工事の施工実績を記載したもの。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成23年11月15日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
７　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。
ア　装備施設本部長から管工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した管工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。
ウ　申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、南関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成８年度以降、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、延べ面積が１棟当たり9,600㎡以上の新設建物の機械設備工事（空調設備（換気設備のみは除く。）及び衛生設備を含むこと。）を施工した実績（共同企業体の構成員であった実績を用いる場合は、出資比率が20%以上であったものに限る。）を有すること。
イ　建設業法の管工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　管工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。